

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務（法第3条、第16条）

滑川市（市長その他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に定める武力攻撃事態及び同条第3号に定める武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び富山県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、滑川市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、本市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ（法第35条）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。なお、この計画は、市が責務を有する武力攻撃事態等への対処の基本について定めるものであり、国、富山県その他関係機関との連携の下に、的確かつ迅速な対処を実施することに留意するとともに、滑川市地域防災計画（昭和38年10月策定。以下「市地域防災計画」という。）の定めに基づき、定めることができる事項については、それに準ずるものとする。

〔資料編：1-1「滑川市国民保護協議会条例」
1-2「滑川市国民保護協議会運営規程」〕

(3) 市国民保護計画に定める事項（法第35条）

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ ①～⑤のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し（法第35条）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、滑川市国民保護協議会（以下「市国民保

護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続（法第35条、第39条）

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事（富山県知事をいう。以下同じ。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第105号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本指針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（法第5条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法第8条）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条）

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法第4条）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要す

る者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

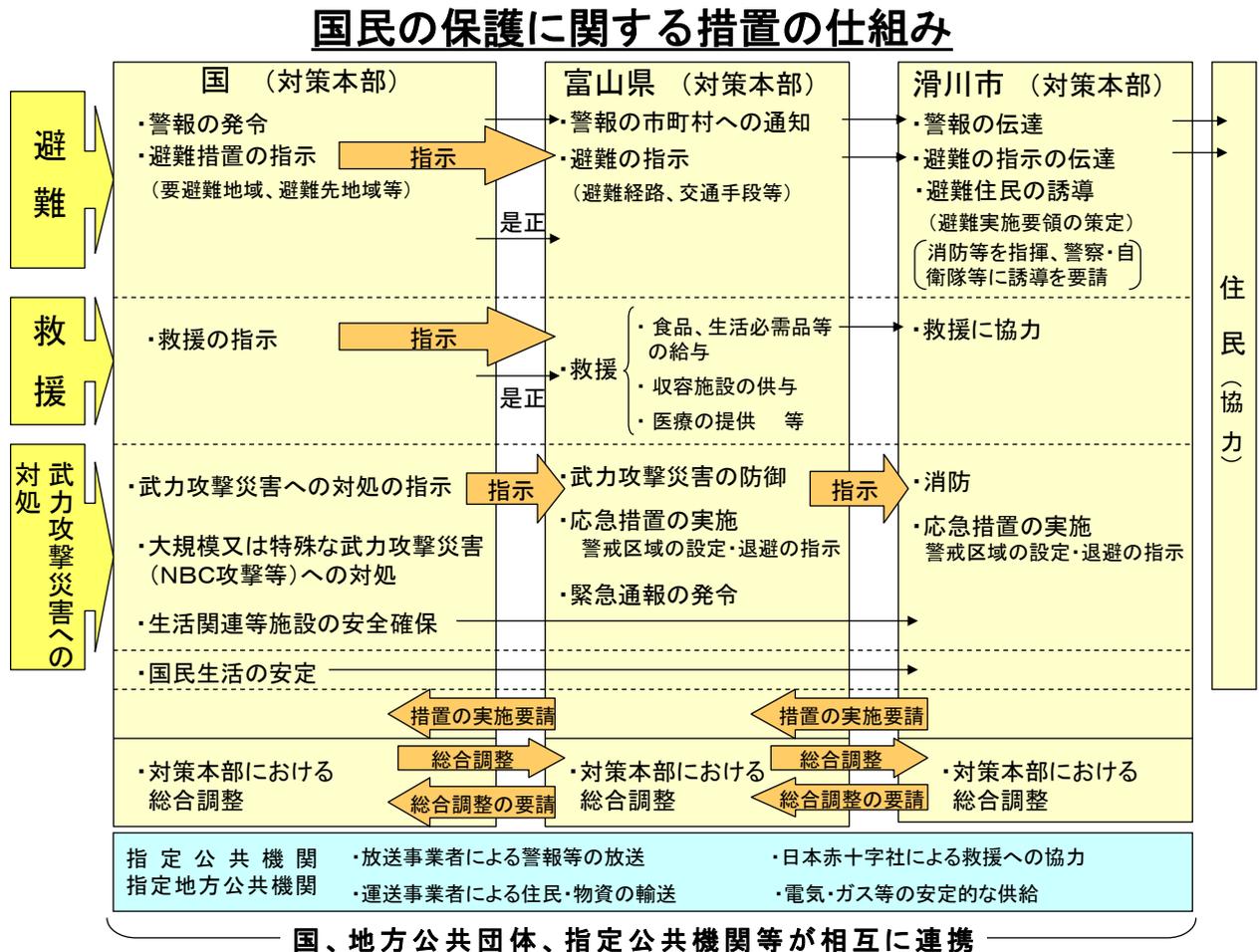
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置等の仕組み

武力攻撃事態等における国、県、市及び指定公共機関等による国民保護措置の仕組みは、以下のとおりである。

【国民の保護に関する措置の仕組み〈イメージ〉】



2 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
滑川市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

〔資料編：4－1「市の各部局における平素の業務」

4－2「国民保護対策本部各部及び各班の編成並びに分掌事務」〕

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
富山県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
北陸財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の実施 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
富山労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿 産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供

機関の名称	事務又は業務の大綱
第九管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中部地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の武力攻撃災害に対する防護性の向上等に係る技術的な助言 2 所管財産（防衛省行政財産）の使用等に関する連絡調整

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等における侵害の排除
海上自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援
航空自衛隊	等

【指定公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気の安定的な供給
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便の確保
病院その他の医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の確保
道路の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設・道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理

〔資料編：2－1「関係機関の連絡先」〕

3 関係機関等の連絡先の把握

市は、国民保護措置に係る関係機関等の連絡先（担当部署、連絡先等）について平素から把握しておくとともに、随時、更新するものとする。

〔資料編：2－1「関係機関の連絡先」
2－2「関係報道機関の連絡先」
2－3「市の施設及び関係機関等」〕

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について整理する。

1 地理的、社会的特徴

(1) 地理的特徴

① 位置・地形

本市は、富山県の中央部からやや東北寄りに位置し、富山湾に面している。

市の東側は、上市町を源とする早月川を境界に魚津市と接し、南西側は、郷川とこれが合流する上市川上流部を境界に上市町と、西側は上市川河口部を境界に富山市と接している。

地形は、南東にある尻高山の中腹地点を要として富山湾に緩やかに向かう扇形であり、その径にあたる距離はおよそ13km、弦にあたる海岸線は約7.9kmである。また、市の面積は54.63k㎡であり、これは、本県の市町村で2番目に小さい面積である。

南東部には、壮大な山嶺を連ねる北アルプスを背景に、小起伏が続く丘陵地形とその前山的景観の「加積麓階」とよばれる数段の台地郡がみられる。

② 気候

本市の気候は、日本海型気候に属する。

冬季は、西高東低の気圧配置に伴う強い北西の季節風が吹く荒天と大雪を特徴とする。また、北海道の海上で低気圧が異常に発達したとき、日本海北部で生成した風浪が富山湾に高波となって突然襲来し、海難事故や沿岸施設の破壊を引き起こす、いわゆる「寄り回り波」が古くからおそれられている。

春になると大陸の高気圧が衰えて暖かくなるとともに、低気圧が日本海を発達しながら通過するときは、強風が中部山岳を越えてフェーン現象を発生させ、暖かい南風が吹き、異常高温、火災や融雪洪水等の気象災害をもたらすことがある。



梅雨期は集中豪雨が発生しやすく、過去の水害もこの時期に多発している。

夏は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い晴天が続く。影響する台風は、本州南岸に上陸したあと北上してくるものが多く、地形の影響で勢力は若干弱まるものの、過去にいくつかの大きな被害を記録している。

過去5年間の平均気温は14.0℃（平成22年－平成26年）で、最も寒い1月は平均1.7℃、最も暑い8月は平均27.5℃となっており、また年間降雨量（同時期）の平均は2,357mmとなっている。

冬の積雪は12月から3月頃までに見られ、年間の平均積雪深は、昨年（平成25年12月－平成26年3月）は1.4cmであり、昨年まで（平成21年12月－平成26年3月）の平均は、6.4cmとなっている。

風向きは南から南西の風が多いが、5月から8月までは北北東からの風が多くなる。

〔資料編：3－1「気候の特徴」〕

(2) 社会的特徴

① 人口

ア 人口分布

本市の人口は、平成26年4月1日現在、33,439人（男16,227人、女17,212人）で、世帯数11,649世帯、一世帯当たり2.87人となっている。

地区別では、旧町部である滑川地区で最も人口が多く（9,588人）市全体の29%を占めており、次いで西加積地区

（7,590人）・浜加積地区（4,316人）の順となっている。

また過去10年間の人口増減率では、滑川地区、浜加積地区、早月加積地区、東加積地区、中加積地区及び山加積地区で減少（滑川地区：7.4% 浜加積地区：2.3% 早月加積地区：2.3% 東加積地区：6.3% 中加積地区：6.0% 山加積地区：16.6%）がみられる。増加している地区は、北加積地区及び西加積地区である（北加積地区：6.4% 西加積地区：4.4%）。

また、平成15年以降増加傾向が著しかった外国人登録者数は、平成18年をピークに減少傾向がみられる（平成18年405人－平成26年229人）。



イ 人口流動

平成22年国勢調査の結果では、昼間人口は31,440人、夜間人口は33,676人、昼夜間人口比率は93.3%となっており、昼間は市の区域外にいる住民が多い。

昼間人口のうち、本市を従業地・通学地として他市町村から流入している人口は、7,699人（うち通勤7,041人、通学658人）、他市町村を従業地・通学地として他市町村へ流出している人口は9,963人（うち通勤9,004人、通学959人）で、2,264人の流出超過となっている。

〔資料編：3-2「人口の特徴」
3-3「人口集中地区の現況」〕

② 交通

ア 道路の位置

市の南西部から北東部に向けて北陸自動車道、ほぼ並行して国道8号が本市と隣接市町、隣接県とを結んでいる。

北陸自動車道は本市のほぼ中心部に滑川インターチェンジを有しており、それに接続する主要地方道蓑輪滑川インター線が、国道8号ほか市内幹線道路との連絡機能を果たしている。

また、市の北東部を海岸沿いに走る主要地方道富山魚津線、市西部から上市町に向けて走る主要地方道滑川上市線、市北部から南西部に向けて縦断する主要地方道富山立山魚津線など、本市と隣接市町村とを結ぶルートが複数確保されている。

平成26年4月現在のこれらの道路の総延長は、国道7.2km、県道84.2km、市道284.2km、計375.6kmとなっており、市内を縦横に走り、近隣市町村や市内各地を結んでいる。

市内の道路は一般的に災害時の緊急輸送路としての有効性は高いが、冬季においては道幅が狭い町部や山間部において、積雪による通行障害の発生が懸念される。

イ 鉄道・バスの位置

鉄道は、あいの風とやま鉄道線、富山地方鉄道線及び北陸新幹線があり、あいの風とやま鉄道線は市の北西部を、富山地方鉄道線は市の南西部から市の区域に入り、市の西端であいの風とやま鉄道線と合流した後、あいの風とやま鉄道線と並行して走っている。また、北陸新幹線が、市の南西部から北東部に向けて走っている。

あいの風とやま鉄道線は、本市と富山市、魚津市を結び、滑川駅、東滑川駅

の2駅があり、滑川駅が市の玄関口となっている。

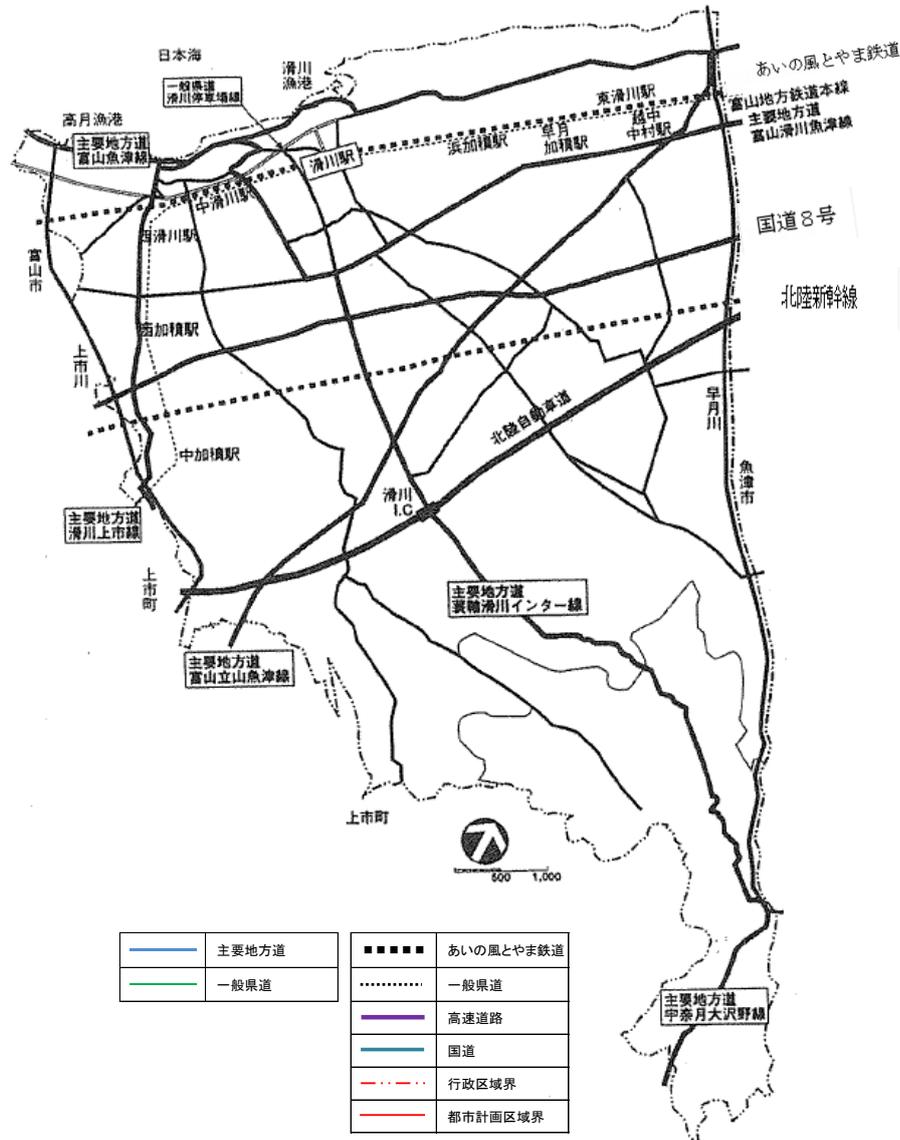
富山地方鉄道線は、本市と上市町、魚津市を結び、中加積駅、西加積駅、西滑川駅、中滑川駅、滑川駅、浜加積駅、早月加積駅そして越中中村駅の8駅と、東加積地区と山加積地区を除く全ての地区に駅を設置している。

市内バス路線は、滑川駅を起点として、富山地方鉄道バスが富山駅前までの1路線を、市営バス・コミュニティバスが市街地と郊外・山間地域を結ぶ7路線を運行している。

ウ 漁港の位置

本市は富山湾に面しており、県が管理する滑川漁港と市が管理する高月漁港の2つの漁港がある。

【道路、鉄道・バス、漁港の位置】



(3) その他

① 高齢人口比率の推移

本市における総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢人口比率）は、平成8年に県平均を下回るも、依然として緩やかな伸びを示しており、今後もこの上昇傾向は続くものと予測される。

また、地区別では山加積地区（38.4%：平成26年現在）の率が最も高く、次いで滑川地区（33.9%：同）、東加積地区（31.0%：同）と続き、人口集中地域及び山間地域における高齢化の進行が顕著である。

② 本市の土地利用

住居地域は、都市計画用途地域内においては全体として宅地化が進み、特にあいの風とやま鉄道線以北の滑川地区を中心に人口密度も高くなっている。

用途地域外の地域では、農業集落を単位として集落が形成されているが、西加積地区、中加積地区等においては宅地開発が行われ住宅化が進んでいる。

商業地は、あいの風とやま鉄道滑川駅周辺、地鉄中滑川駅周辺及び主要幹線道路の沿道等において形成されている。

工業地は、主として滑川インターチェンジ周辺、早月川沿い、国道8号沿いにおいて工業団地が形成されている。

③ 観光

本市は、富山湾に面して、新川平野の中心に位置し、丘陵地や扇状地で構成され、海、山、川などの自然景観に恵まれている。

沿岸の沖合い約1.3km以内の海面は、国の天然記念物「ホタルイカ群游海面」の指定を受けており、特に春先には、ほたるいか漁を見学する「ほたるいか海上観光」で賑わうほか、滑川地区の沿岸には、ほたるいか観光施設や海洋深層水体験施設、深層水分水施設といった観光施設が集中し、市内外からの観光客で賑わう。

また、標高300mの台地に広がる東福寺野自然公園からは富山平野が一望でき、大型複合遊具やパークゴルフ場、バーベキュー広場などを利用する多くの家族連れや遠足の児童・生徒で賑わう。

2 国民保護措置を実施する上での留意点

以上の本市の地理的及び社会的特徴を踏まえ、本市における国民保護措置を実施する上では、以下の事項について特に留意する必要がある。

(1) 高齢者や他の市町村からの転入者などに対する避難支援体制の整備

国民保護措置における住民の避難誘導においても、自然災害と同じく、高齢者、障害者、外国人等武力攻撃災害時において迅速かつ的確な情報の収集と適切な避難行動等を取ることが困難と考えられる者（以下「災害時要援護者」（但し、当市国民保護計画中においては、災害対策基本法中の「要配慮者」と同意）という。）の避難支援体制の整備が重要である。

人口集中地区における高い高齢化率を踏まえ、災害時要援護者の避難支援体制の整備に当たっては、特に高齢者に対する支援体制の整備について留意する必要があるほか、地理に不慣れな他の市町村からの転入者や外国人居住者に対する避難支援体制の整備についても同様に留意する必要がある。

(2) 市外就業・通学者に対する避難支援体制の整備

就業・通学のために昼間は市の区域外で過ごす住民が多いことから、これらの住民に対する避難措置の実施や安否情報の収集・提供について、近隣市町村との連携の強化その他の支援体制の整備に留意する必要がある。

(3) 地区を単位とした情報伝達体制・救援の措置の実施体制の整備

合併前の旧町村を基とする市内の8つの地区は、それぞれ地区内の住民の結びつきが強く、住民の地域活動も地区を単位として実施されることが多いほか、各種の行政施策も、地区を単位として実施されることが多い。

よって、警報や避難の指示の伝達といった情報伝達や各種の救援の措置の実施に当たっては、これらの地区を単位とした実施が有用であると考えられることから、市と地区との連携体制の整備に留意する必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、基本指針において想定されている以下の4類型を示している。

類 型	想 定
着上陸侵攻	<p>【特徴】</p> <p>① 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ進行する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>③ この攻撃に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</p> <p>④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>【留意点】</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【特徴】</p> <p>① 警察、自衛隊による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定</p>

	<p>されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、鉄道、橋りょう、ダム、石油コンビナート施設などに対する注意が必要となる。</p> <p>② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えばダムや石油コンビナートが攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>【留意点】</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と都道府県、都道府県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など適宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>【特徴】</p> <p>① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を設定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾道の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>【留意点】</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。また、NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、窓等の目張りをするなどの対応が必要となる場合がある。</p>
航空攻撃	<p>【特徴】</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易で</p>

あるが、対応の時間が少なく、また、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。

- ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ③ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【留意点】

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるために、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

【NBC攻撃の場合の対応】

武力攻撃事態においては、NBC兵器を使った攻撃も考えられる。

兵 器	想 定
N（核兵器）	<p>【被害の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、その後は、中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建造物や土壌から発生する放射線）によって、爆心地周辺において被害をもたらす。放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ・ 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射性障害が発生するおそれがある。 ・ 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被

	<p>害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難は、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
B（生物兵器）	<p>【被害の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要となる。
C（化学兵器）	<p>【被害の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検地及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染し

て、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態（事態対処法第25条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、基本指針において想定されている以下の事態例を示している。

(1) 攻撃対象施設等による分類

分 類	想 定
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>【事態の例】 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊、原子力事業所等の破壊</p> <p>【被害の概要】</p> <p>① 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 → 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>② 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 → 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>③ ダムが破壊された場合の主な被害 → ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p> <p>④ 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 → 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 → 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</p>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>【事態の例】 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</p> <p>【被害の概要】 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>

(2) 攻撃手段による分類

分 類	想 定
<p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>【事態の例】 ダーティボム等の爆発等による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等の化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入</p> <p>【被害の概要】</p> <p>① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散の場合 → 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害等 → 放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 → 小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</p> <p>② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布の場合 → 発症するまでの潜伏期間に感染者の移動により、散布が判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 → ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布の場合 → 風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下にはうように広がる。 → 経口だけでなく皮膚からも吸収され、神経に障害を起こす。殺傷能力が非常に強い。</p> <p>④ 水源地への毒素等の混入 → 飲料水の摂取による人的被害、農作物等への被害</p>
<p>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p>【事態の例】 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来</p> <p>【被害の概要】</p> <p>→ 主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 → 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 → 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>